舶整協第１２７号（１／１３）
令和５年４月４日

会員各位

一般社団法人　日本舶用機関整備協会
会　　長　　冠　　康　秀

令和５年度 舶用機関整備士資格検定実施計画及び
令和５年度　１級舶用機関整備士資格検定実施要領

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃当協会の事業運営にご協力いただき御礼申し上げます。

例年通り、舶用機関整備士の資格検定事業を日本財団の助成を受けて「令和５年度舶用機関整備士資格検定実施計画」により実施します。内容をご確認の上資格の取得、更新などの計画に参照下さい。

上記実施計画に基づき、１級舶用機関整備士の資格検定を「令和５年度１級舶用機関整備士資格検定実施要領」により実施します。

つきましては、ご多忙中のこととは存じますが、多くの方々の受講・受験の申し込みをお願い致します。

敬　具

・添付資料

１．令和５年度 舶用機関整備士資格検定実施計画
２．令和５年度　１級舶用機関整備士資格検定実施要領
３．新規講習会受講・受験申込書（第１４号様式の２、第１５号様式の２）

・１級舶用機関整備士資格検定受講・受験申込

「令和５年度　１級舶用機関整備士資格検定実施要領」の「２－１　１級舶用機関整備士新規講習会の受講・受験申込」に従い、

４月２７日（木）までに下記にお申し込み下さい。

・申込、問合せ先

〒101-0033　東京都千代田区神田岩本町４番地９　トゥルム神田８階
一般社団法人　日本舶用機関整備協会　　技術部宛
TEL　０３－３２５６－０１４１（代表）　０３－３２５６－０５５０（技術部）
FAX　０３－３２５６－０１４０

以上

舶整協第１２７号（２／１３）
令和５年４月４日

令和５年度 舶用機関整備士資格検定実施計画

「舶用機関整備士」１・２・３級資格の令和５年度資格検定及び資格有効期間更新を次の要領で実施します。なお、３Ｓ級資格については、資格有効期間更新のみ実施します。

１．１級舶用機関整備士資格検定

（１）資格検定実施要領の案内
本実施計画に添付して「令和５年度１級舶用機関整備士資格検定実施要領」を送付します。

（２）新規講習会
令和５年５月より６月にかけて、全国５会場、各３日間で実施する予定。ただし、受講申込が５名未満の場合は開催を取止めることもあります。

（３）検定試験（学科・実技・面接）
・学科試験　：令和５年６月２３日（金）に全国５会場で実施する予定。
・実技及び面接（口頭試問）試験　：学科試験合格者に対し令和５年８月下旬に、全国３会場（相模原市、長浜市、福岡市）で実施する予定。

（４）合格判定
・学科試験　：合格基準点に達すること。
・実技及び面接試験　：総合評価点、実技試験及び面接試験のすべてが合格基準点に達すること。

（５）合格発表
令和５年９月末に、会員様宛に連絡致します。

２．２・３級舶用機関整備士資格検定

（１）資格検定実施要領の案内
令和５年８月上旬に「令和５年度２・３級舶用機関整備士資格検定実施要領」を送付する予定。

（２）新規講習会
令和５年９月より１０月にかけて、全国で２級：９会場、３級：１０会場、で実施する予定。（各２日間）
開催会場は受講希望調査に基づき最終決定しますが、申込者が少数（５名未満）の場合は講習会の開催を取止めることもあります。

（３）検定試験（学科試験、実技試験）
令和５年１１月１７日（金）に、全国９会場で実施する予定。（1 日間）
２級、３級を同一会場で実施します。

（４）合格判定
総合評価点、学科試験及び実技試験のすべてが合格基準点に達すること。

（５）合格発表

令和５年１２月末に、会員様宛に連絡致します。

３．１級舶用機関整備士資格有効期間更新

（１）資格有効期間更新実施要領の案内

本実施計画と同封して「令和５年度１級舶用機関整備士資格有効期間更新要領」を更新該当者所属会員に送付します。

（２）更新講習会

令和５年５月より６月にかけて、全国９会場で実施する予定。

（３）資格有効期間更新

更新講習会（含む意見交換会）を受講し、所定の基準を満たした時点で行う。

所定の基準に達しなかった者は、レポートを提出後資格有効期間更新を行う。

４．２･３･３Ｓ級舶用機関整備士資格更新

（１）資格有効期間更新実施要領の案内

令和５年８月上旬に「令和５年度２・３・３Ｓ級舶用機関整備士資格有効期間更新実施要領」を全会員に送付する予定。

（２）更新講習会

令和５年９月より１２月にかけて、全国２２会場で実施する予定。

（３）資格有効期間更新

更新講習会（含む実技技量確認）を受講し、所定の基準を満たした時点で行う。

（４）特例措置

下記に該当する方については更新講習会の受講を免除し、交付申請書により更新手続きを行う。

・２級舶用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において１級舶用機関整備の新規講習会を受講した方。

・３級舶用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において２級舶用機関整備士の新規講習会を受講した方。

・３Ｓ級舶用機関整備士資格有効期間更新対象者で、当該年度において２級舶用機関整備士の新規講習会を受講した方。

・３Ｓ級舶用機関整備士資格有効期間更新対象者で、１・２・３級舶用機関整備士資格を保持している方。

５．舶用機関整備士資格の復活

長期海外駐在、長期療養等で更新講習会を受講出来ず資格を失効したことを所属会社が証明（長期療養の場合は診断書）した方は、該当級の更新講習会を受講し通常の更新基準を満たした場合、原級（資格失効時の級）での舶用機関整備士として資格復活を認めることも出来ますので、事務局までご相談下さい。

以上

舶整協第１２７号（４／１３）
令和５年４月４日

令和５年度　１級舶用機関整備士資格検定実施要領

令和５年度　１級舶用機関整備士新規講習会及び検定試験を、次の要領で実施します。

１．　令和５年度　１級舶用機関整備士資格検定実施要領

１－１　１級舶用機関整備士の資格を得るためには､次の要件を満足することが必要です。

１）　協会の会員会社に所属する従業員であること。

２）　協会が実施する、１級舶用機関整備士新規講習会を令和５年度、または令和４年度に受講していること。

３）　当協会が実施する、１級舶用機関整備士検定試験（学科試験及び実技・面接試験）に合格すること。

４）　資格発行までの諸費用

次の費用を各々の申込時にその都度振込下さい。

① 講習会受講申込時（内訳は下記）　３５，０００円(税込)

＊講習会受講料　３０，０００円(税込)

(指導書・問題集費用を含む)

＊学科試験受験料　５，０００円(税込)

② 実技・面接試験受験料（学科試験合格後振込）　５，０００円(税込)

③ 資格証明書交付手数料（実技・面接試験合格後振込）４，０００円(税込)

１－２　１級舶用機関整備士資格取得には、資格者として必要最小限の知識等を身に付けていただくため、当協会が開催する講習会（３日間）を受講していただきます。

１）　受講申込に当っては次の項目を満足することが必要です。

① 協会が定める舶用機関整備等の実務経験年数（１０／１３～１１／１３頁）を新規講習会受講時において満足していること。

② 上記に係らず舶用機関の整備、組立、運転及びサービスに従事している実務経験年数を考慮した「実務経験年数特例措置」（１２／１３頁）を満たしている方。

２）　講習会は以下の要領で実施します。

① 講習時間　：３日間　９：２０～１７：００

② 講習内容　：１級新規講習会カリキュラム（１３／１３頁）参照。

③ 講習会当日の持参品

＊ １級舶用機関整備士指導書（受講申込者にあらかじめ発送）

＊ 筆記用具（鉛筆・定規など）

＊ 立方根が求められる電卓

なお、講習会にて使用する指導書（テキスト）は、受講申込書受領後、会員会社宛に送付しますので受講時までに目を通しておいて下さい。

また、問題集は、当日受講会場にて配付します。

３）　講習会は（６／１３頁）に示しました日程で全国５ヵ所にて各地方舶用工業会のご協力を得て開催します。但し、申込人数が５人未満／１会場の場合には、開催を取止める場合もありますのでご了承願います。
従って、取止めの場合には、受講会場等の変更をご検討願いその手続きをしていただきます。

１－３　１級舶用機関整備士検定試験受験

１）　学科試験と実技・面接試験を以下の要領で実施します。

①　学科試験　　：半日
令和５年度、または令和４年度の講習会を受講された方に実施。
指導書より出題された５０問を３時間で受験。
合格するには基準点に達することが必要です。

②　実技試験及び面接試験：１日
令和５年度、または令和４年度の上記学科試験に合格した方に実施。
実技試験は４課題で２時間（各課題：移動時間を含めて３０分）。
面接試験は口頭試問形式で６問で約２０分。
合格するには、総合評価点、実技試験及び面接試験のすべてが合格基準点に達することが必要です。

２）　検定試験は各地方舶用工業会のご協力を得て学科試験を全国５ヵ所、実技・面接試験を全国３ヶ所で行います。

２．　１級舶用機関整備士新規講習会等の申込手続及び講習会日程

２－１　１級舶用機関整備士新規講習会の受講申込

受講を希望される方は次の手順で申し込み下さい。

１）　受講申込個人別に「舶用機関整備士新規講習会の受講及び学科試験の受験申込書」（別添第１４号様式の２、一人／一枚）に必要事項を記入する。

２）　上記申込書を取りまとめ、会員会社単位で「舶用機関整備士新規講習会の受講及び学科試験の受験申込総括書」（別添第１５号様式の２）に必要事項を記入する。

３）　講習会受講料（３０，０００円(税込)）及び学科試験受験料（５，０００円(税込)）の合計３５，０００円(税込)を当協会指定の口座に振り込み後、振込用紙の半券（領収書）のコピーを受講申込総括書の裏面に貼り付ける。
なおキャンセルの場合、送付済みの指導書（テキスト）費用を差し引いた額を返却します。

４）　申込締切日　４月２７日（木）

５）　申込送付先
〒101-0033　東京都千代田区神田岩本町４番地９　トゥルム神田８階
一般社団法人　日本舶用機関整備協会　　技術部宛
TEL　０３－３２５６－０１４１（代表）　０３－３２５６－０５５０（技術部）
FAX　０３－３２５６－０１４０

２－２　令和５年度１級新規講習会日程

令和５年度舶用機関整備士資格検定事業スケジュール

【令和５年度１級新規講習会日程】

地区	運営実施機関	級	開催日	会　　場
東北	東北舶用工業会	1	５月１７日（水） １８日（木） １９日（金）	〒983-0844 東北港運会館 仙台市宮城野区原町南目字町１４６ TEL：022-293-6766
関 東	関東舶用工業会	1	５月１０日（水） １１日（木） １２日（金）	〒231-0002 波止場会館（横浜市港湾労働会館） 横浜市中区海岸通１丁目１番地 TEL：045-201-3842
近 畿	近畿舶用工業会	1	５月３１日（水） ６月　１日（木） ２日（金）	〒540-0031 大阪府立労働センター エル・おおさか 大阪市中央区北浜東３―１４ TEL：06-6942-0001
四国	四国舶用工業会	1	５月２４日（水） ２５日（木） ２６日（金）	〒760-0064 高松港湾労働者福祉センター 高松市朝日新町３２－４７ TEL：087-851-7108
九 州	九州舶用工業会	1	５月３１日（水） ６月　１日（木） ２日（金）	〒812-0013 リファレンス駅東ビル貸会議室 福岡市博多区博多駅東1－16－14 TEL:092-432-0058

＊　講習時間は３日間とも　９：２０～１７：００　（全会場とも９：２０開始）

＊　各会場とも受講者が５名未満の場合は講習会ならびに学科試験の開催を中止する場合がありますのでご了承願います。

３．　１級舶用機関整備士検定試験

３－１　１級舶用機関整備士検定学科試験の受験申込

１級舶用機関整備士検定学科試験の受験申込は、１級舶用機関整備士新規講習会の受講申込と同時に行って下さい。申込後、希望受験場所が変更になった場合は速やかに申し出下さい。

尚、令和４年度受講（受験）し本年度受験の資格をお持ちの方には当協会より会員会社宛に受験申込用紙を同封しますので、受験手続きを行って下さい。

３－２　１級舶用機関整備士検定実技・面接試験の受験申込

本年度及び、令和４年度に１級舶用機関整備士検定学科試験に合格された方には当協会より会員会社宛に令和５年度１級資格検定（実技・面接）の案内を送りますので、案内に添付の受験申込用紙（第１０号様式の２）に必要事項を記入し、受験料５，０００円(税込)を振り込み、受験手続を行って下さい。

３－３　１級舶用機関整備士検定試験日程

１）　１級舶用機関整備士検定試験は　①学科試験及び　②実技試験・面接試験の２回実施します。

２）　①学科試験合格者に対し　②実技・面接試験を実施します。

３）　各検定試験は（８／１３～９／１３頁）に示しました日程で実施します。

【令和５年度１級（学科）検定試験日程】

地区	運営実施機関	級	開催日	会　　場
東北	東北舶用工業会	1	６月２３日（金）	〒983-0844 東北港運会館 仙台市宮城野区原町南目字町１４６ TEL：022-293-6766
関 東	関東舶用工業会	1	６月２３日（金）	〒231-0002 波止場会館（横浜市港湾労働会館） 横浜市中区海岸通１丁目１番地 TEL：045-201-3842
近 畿	近畿舶用工業会	1	６月２３日（金）	〒540-0031 大阪府立労働センター　エル・おおさか 大阪市中央区北浜東３―１４ TEL：06-6942-0001
四国	四国舶用工業会	1	６月２３日（金）	〒760-0064 高松港湾労働者福祉センター 高松市朝日新町３２－４７ TEL：087-851-7108
九 州	九州舶用工業会	1	６月２３日（金）	〒812-0011 福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前2－9－28 TEL：092-441-1116

＊　時間は各会場とも　１３：００～１６：００

【令和５年度１級（実技・面接）検定試験日程】

会　　場	開　催　期　日	場　　所
（株）ヤンマービジネスサービス グローバル研修センター	８月２４日（木） （８月２５日（金））	〒526-0033 滋賀県長浜市平方町８５６ ＴＥＬ：０７４９-６５-３０１９
三菱重工相模原 技能訓練センター	８月２４日（木） （８月２５日（金））	〒252-0244 神奈川県相模原市中央区田名２８６２ ＴＥＬ：０４２-７６３-００３２
ヤンマー舶用システム （株）九州営業部	８月３１日（木） （９月１日（金））	〒812-0857 福岡県福岡市博多区西月隈1-５-８ ＴＥＬ：０９２-４４１-０９２９

＊　各会場、カッコ内の８月２５日、９月１日は予備日。

４．　整備士指導書などの頒布

新規講習会受講申込の方には申込受付後、受講前に整備士指導書を送付します。
問題集は講習会当日に配付します。
その他、図書などの購入希望者は整備協会報をご覧の上、協会報にある申込用ＦＡＸ用紙にて当会へ直接申し込んで下さい。

５．　合格者発表等

令和５年９月末に会員様宛に合否結果を連絡します。
合格者は資格証明書交付申請書を提出して頂き、令和５年１２月末までに資格証明書及び整備士証を発送します。
なお、資格証明書の交付日は２０２３年１２月３０日とし、有効期間は交付日より４年間とします。

実務経験年数（「舶用機関整備士資格検定規程」抜粋　）

１．　受験資格

検定試験を受けようとする者は、新規講習会を受講し、かつ、当該新規講習会受講時において以下に定める舶用機関に関する実務経験年数を満足しなければならない。

２．　実務経験年数

実務経験年数は、次表の学歴の区分に応じ、それぞれ整備士の等級欄に定める年数以上の年数とする。

等級 学歴	３級	２　級	１　級
中学卒	４年	３級資格取得後３年	２級資格取得後２年
大学・短大・高校（普通科）卒	３年	３級資格取得後３年	２級資格取得後２年
高校（専門科）卒	２年	３級資格取得後２年	２級資格取得後２年
大学・短大・高専（専門科）卒	―	３級資格取得後１年	２級資格取得後２年

備　考　(1)　大学、短大、高専、高校及び中学とは、それぞれ学校教育法にいう大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び中学校をいう。

(2)　普通科とは、専門科以外の学科をいい、専門科とは、機械科、機関科、機関整備科その他これに準ずる学科をいう。

３．　前項の表の学歴及び実務経験年数の取扱いは、次のとおりとする。

（１）２級及び３級資格取得後の実務経験年数は、資格取得日（交付日）から起算し、それぞれの年数後の応当日をもって当該年数が経過したものとする。

（２）独立行政法人海技教育機構については、海上技術学校（修業期間３年）卒を高校（専門科）卒と、海上技術短期大学校（修業期間２年）卒を高専（専門科）卒と見なす。

（３）学校教育法による専修学校については、当該専修学校で定めた課程の内容が前項備考（1）の専門科の内容と同程度であると検定委員会が認めた場合に限り、高等課程(修業年限３年・中学卒対象)修了を高校(専門科)卒と、専門課程　(修業年限２年・高校卒対象)修了を高専(専門科)卒とみなす。

（４）学校教育法による各種学校については、当該各種学校で定めた課程の内容が前項備考 (1) の専門科の内容と同程度であると検定委員会が認めた場合に限り、当該課程(修業年限３年)修了を高校(専門科)卒とみなす。

（５）職業能力開発促進法による職業能力開発校又は職業態力開発短期大学校については、次のとおり取り扱う。

① 職業能力開発校については、普通課程（機械整備に関する訓練科に限る）にに関して訓練期間２年(中学卒対象)又は訓練期間１年(高校卒対象)修了を高校(専門科)卒とみなす。

② 職業能力開発短期大学校については、専門課程(機械システムに関する訓練科に限る。)に関して、訓練期間２年(高校卒対象)修了を高専(専門科)卒とみなす。

（６）独立行政法人水産大学校(海洋機械工学科)卒は、大学(専門科)卒とみなす。

（７）６級海技士（機関）及び５級海技士(機関)の資格は、高校(専門科)卒の学歴と同等とみなす。また、６級海技士（機関）免許及び５級海技士(機関)免許を受有し、かつ、乗船履歴(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に規定する乗船履歴をいう。以下次号において同じ。）が２年ある場合は、３級の欄の実務経験年数２年とみなす。

（８）４級海技士(機関)の資格は、高校(専門科)卒の学歴と同等とみなす。
ただし、４級海技士(機関)免許を受有し、かつ、乗船履歴が２年ある場合は、大学・短大・高専(専門科)卒の学歴と同等とみなす。

４．３級海技士(機関)以上の免許受有者の取扱い、整備士資格取得者であって資格の取消し又は失効により当該資格を現に受有していない者が再度資格を取得する場合の取扱いなど前項の規定によりがたい場合は、会長が別に定める。

舶用機関整備士資格検定試験受験資格

実務経験年数特例措置

船舶検査（ＪＧ検査）における舶用内燃機関のサービス・ステーション制度は平成１２年１０月から施行された。これに対応して事業場要員の資質能力向上を図るために実施されている「舶用機関整備士資格検定規程」に定められている検定試験受験資格について、実務経験豊富で有能な要員の有効活用をはかる目的で下記実務経験年数特例措置を講ずることとする。

記

「舶用機関整備士資格検定規程」第２３条（受験資格）及び第２４条（実務経験年数）の規程に係わらず、舶用機関の整備、組立、運転及びサービス等に従事している実務経験年数が、新規講習会受講時に於いて次表の実務経験年数を満足する場合には、**資格を取得した翌年度に当該上位の資格検定試験を受験することを認めることとする。**

上位の資格	２級	１級
実務経験年数	１０年	１２年

注記　１．実務経験年数とは会社に勤務していた年数ではなく、実際に舶用機関の整備、組立、運転及びサービス業務等に従事していた年数である。

２．実務経験年数の確認は、会社の代表者が申請者の実務年数を証明した上で申請されたものを、協会が行う。

令和５年度１級舶用機関整備士資格検定新規講習会カリキュラム

一般社団法人　日本舶用機関整備協会

<table>
<tr><th></th><th>午　前</th><th>午　後</th></tr>
<tr><td>第１日目</td><td colspan="2">第１章（整備とその基本）
第２章（整備工事）
第３章（ディーゼル機関各部および付属装置の整備）
および実技講習（机上講習約１時間）</td></tr>
<tr><td>第２日目</td><td colspan="2">第４章（燃料・潤滑油・冷却水）
第５章（据付と運転）
第６章（運転状態の診断とトラブルシューティング）
および問題演習</td></tr>
<tr><td>第３日目</td><td>第７章（軸系装置および
プロペラ）
および問題演習</td><td>第８章（船舶安全法）
第９章（大気汚染防止規制）
および問題演習</td></tr>
</table>

注記：時間は３日間とも次の通り

午前　　９：２０～１２：００　（全会場とも９：２０開始）

午後　　１３：００～１７：００

第 14 号様式の２

舶用機関整備士新規講習会の受講及び
学 科 試 験 の 受 験 申 込 書
（ １ 級 用 ）

年　　月　　日

一般社団法人　日本舶用機関整備協会
会　　長　冠　　康　秀　殿

住　　所

所属会社名

申請者氏名　　㊞
(受講者)

貴協会が実施する（１級）舶用機関整備士新規講習会の受講及び学科試験の受験を申込ます。

資格証明書番号			生　年　月　日	昭・平　　年　　月　　日	
フリガナ			希望受講場所		
氏　　名			希望受験場所	(受講場所と異なる場合は記入の事)	
最終学歴		課程		卒業年次	年　　月
実　　務　　歴					
事業所名（所在地）			職務内容	在職期間	
				～	年　　月
				～	年　　月
				～	年　　月
				～	年　　月
				～	年　　月
舶用機関整備実務経験年数					年　　月

第 15 号様式の２

舶用機関整備士新規講習会の受講及び
学 科 試 験 の 受 験 申 込 総 括 書
（ １ 級 用 ）

年　　月　　日

一般社団法人　日本舶用機関整備協会
会　　長　冠　　康　秀　殿

会員コード

住　　所

会員会社名　　㊞

貴協会が実施する（１級）舶用機関整備士新規講習会の受講及び学科試験の受験申込総括書を、受講料及び受験料を添えて提出します。

注　受講場所と受験場所が異なる場合は必ず記入の事

申 込 者 氏 名	フ リ ガ ナ	資格証明書番号	希 望 受 講 場 所	希 望 受 験 場 所
申込者数	人	１級　受講料 30,000 円（税込） 学科受験料　5,000 円（税込） 合計　@35,000 円（税込）×人数		円

※　上記受講・受験料合計金額を次のいずれかの口座に振り込み、振込金受領書又は振込控えのコピーを総括書の裏面に貼付して下さい。

（1）振込銀行　三菱 UFJ 本店（店番 001）
口座番号　普通預金 7652261
受取人　一般社団法人 日本舶用機関整備協会

（2）ゆうちょ銀行
口座番号　00170 – 7 – 398862
加入者名　一般社団法人 日本舶用機関整備協会
他金融機関からの振込用口座番号
〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座 0398862